

第2回高知県特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成22年2月5日（金） 15:30～16:20

場 所：県庁第二応接室

出席者：(1)特別職報酬等審議会委員

藤戸会長、岡内委員、岡林委員、筒井委員、富澤委員、古谷委員、
山下委員

(2)高知県

恩田総務部長、田村総務部副部長、元吉職員厚生課長、
門田行政管理課長、岡村行政管理課課長補佐

(藤戸会長)

それでは、第2回の特別職報酬等審議会を開催をさせていただきます。委員の皆さん、大変ご多用の中をご出席たまわりまして誠にありがとうございます。では座って進めさせていただきますのでよろしく。

前は1月8日でしたが、この2回目の今日、今回で結論が出せるようご審議をよろしくお願ひしたいと思います。まず最初に、前回以降の他県の動きにつきまして事務局から簡潔にご説明をよろしくお願ひ申し上げます。

(門田行政管理課長)

行政管理課でございます。お手元にお配りしました1枚目「特別職報酬等の他県の状況について」でございます。1番目についてでございますが、前回の審議会でも説明しておりましたけれども、平成20年4月以降に報酬等の改定を行いました団体は8団体となっております。これらについてはすべて減額改定を行っているという状況でございます。2番目になりますが、この1月に東京都と新潟県においても答申が出されております。東京都についてでございます。東京都につきましては、本年1月22日に答申がございまして、知事については2万円、副知事については1万6,000円、議長については6,000円、副議長については5,000円、議員につきましては4,000円を引き下げることとし、関係条例の改正を行う予定であるとお聞きしております。減額改定の理由といたしましては、一般職の給与の減額改定の状況や社会経済情勢を総合的に勘案されたものとお聞きをしております。

次に(2)の新潟県でございます。本年1月13日に答申がございまして、据置きのお答申がなされております。据置きの理由といたしまして、平成18年4月の改定以降、全国の状況における順位に大きな変動がないこと、国の特別職の改定や一般職の給与改定率が低いこと等を総合的に考慮した結果であるとお聞きをしております。

また2枚目といたしまして、平成に入ってから各都道府県の特別職の報酬の改定状況をお配りさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

(藤戸会長)

ありがとうございました。ただ今お手元の資料に沿ってご説明をいただきました。ご質問、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。

(岡林委員)

この新潟県の（２）ですね、の理由で、下から３行目「また他の都道府県において特別職の改定を見送っている」というのは、この２２年度の１月に入って、他の県でもこういう審議会開いて見送ったというところ、他にもあるがですか。

（門田行政管理課長）

ちょっと審議会の開催の有無まではしかと調べられておりませんが、改定については先ほど２枚目でお配りをいたしましたこれらの県でございますので、１８年度以降でいきますと改定をしてない県が一定あるということで新潟県の報酬審議会のご判断ではなかったかと思えます。

（岡林委員）

結局、出してもらった平成元年度からの北海道から沖縄のこの資料をザッと見てみますと、各県の状況がほんとにまちまちで、高知が結局、１５年度からかなり頻りに３回、１５年、１６年、１８年とやっていますから、ここ１５年をベースにずっとやるとですね、トータルで２５県が１５年度以降何らかの改定をしていますけれども、４回というのが１県、奈良県はずっと４回ありますが、あと３回は高知以降３つの県で、２回が５県で、後は１回が１６県ですね。ほとんどこの１５年度以降でやっているところ２５県中１回が１６県ありますから、各県も対応はそれぞれいろいろ、それぞれであるでしょうけれども、あんまり小刻みに改定があるというのはその根拠となる人事院勧告等のマイナス幅がそんなにならなかつつよによぼんだらうというふうな状況で来ておるんじゃないかということで、この表は僕はもうそんなふうな見方をしておるところです。

（藤戸会長）

岡林委員さんからそういう受け止め方についてお伺いしましたが、執行部から何か。

（門田行政管理課長）

開催状況が近くは確認ができておりませんが、本県の場合ですが、２年に１回は必ずこういう審議会をお願いをして見ていただこうと。そうしないと事務局サイドとか、執行部サイドで勝手に据置きを決めたことになってしまうのではないかとということもございまして、必ず２年に１回は行おうということでございます。その中で一般職のマイナスの改定率が低くても、最小限度の幅での減額はしてきたというのが今までの現状でございます。そういう考え方でやってきておる部分がございます。２年に１回の開催につきましては、各毎回の審議会でも表明してきておりますし、議会に対しても２年に１回は必ずやっていきますということは申し上げてきているところでございます。

（岡林委員）

けんどういう意味で、２０年度に数字が入っていないというのは、当時、依拠するそのマイナス要素の数字が極めて少ないから結局改定をしないということになったわね。２０年度、これやったでしょう。ほんで、それを決めてきたわね。

（門田行政管理課長）

ええ、これは１８、１９で０．１２のプラス改定でございましたので、プラスの場合には上がり幅を考えてつかないという形で、マイナス幅のときには、少し、０．３４％の時でもついているという形が今までの現状でございます。

(岡林委員)

ほんで今回、マイナス0.1、マイナスのときにはそしたら下げますかということにならん。あまり整合性がない。まあ、それは今後どうするかという話ですから、今日いただいた資料には関係ないですけども。

(藤戸会長)

どうでしょうか。何かご意見ございますか。

(富澤委員)

1点質問よろしいでしょうか。

(藤戸会長)

どうぞ。

(富澤委員)

東京都のその、何と言うんですか、減額の幅がずっと設定されてるわけですけど、これは何かあるパーセンテージでやったら結果的にこういう数値になるということなんでしょうか。要するに、例えば知事さんが2万円で議員さんが4,000円で、いろいろばらついてる。これは統一的に何%カットというような形で来てるのか。それとも個別的に設定されてるのか。それ、どんなものでしょうか。

(門田行政管理課長)

そこまではあれですけど、元の給料は違いますので、やはり減額率を率の方で考えて、額にばらつきがある形になっておるんじゃないかと思います。

(富澤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(岡林委員)

東京はその、例えば(第1回高知県特別職報酬等審議会資料)9ページの表のように千円単位で153万1,000円とか、副知事は124万9,000円とか、だから千円単位でやっちゃうから割とこんな細かな4,000円とかそんなのが出てきちゃうがですね、これどうも。

(藤戸会長)

それではもう答申を今日はせないきませんので具体的な検討に入っていきたいと思いますが、ご質問、ご意見等あればどうぞ出していただきたいと思います。

特別ございませんか。ないようでしたら、前回の審議会で事務局の方に具体的な案の検討もお願いをいたしました。事務局の方でいろいろあればですね、その案をお出しいただいて、たたき台として検討したいと思います。ご意見なければそれでよろしいですかね。

(異議なし)

はい、そうさせていただきます。

(門田行政管理課長)

(「平成 21 年度高知県特別職報酬等審議会資料 事務局改定試案」を) お配りさせていただきます。

(藤戸会長)

それでは、平成 21 年度高知県特別職報酬等審議会資料、事務局改定試案ということで資料がまいりましたので、それにつきまして事務局からご説明を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

(門田行政管理課長)

ただ今お配りしました資料に基づいてご説明いたします。1 ページをお開きください。知事・副知事の給料と議員の報酬について、上の表は平成 18 年 4 月 1 日の改定額と 16 年、その前の改定でありました 16 年の改定額をまとめたものでございます。平成 18 年 4 月 1 日の改定では知事は 2 万円の減額、副知事、議長、副議長及び議員は 1 万円の減額となっております。

次の表が事務局の試案でございます。今回は事務局から二つの案を用意させていただいております。試案 1 といたしまして、減額改定を行う案。試案 2 といたしまして、現行据置き案でございます。

まず、試案 1 をご覧ください。知事の給料月額につきましては 2 万円の減額。副知事の給料月額、議長、副議長、議員の報酬額につきましては 1 万円の減額をするとの案でございます。

事務局としての考え方をご説明いたします。(2) の考え方の欄をご覧ください。前回の報酬審議会は平成 20 年 2 月に開催をしております、それ以降の他県の動向といたしましては、先ほどご説明いたしました据置きの新潟県を含めると、9 団体中 8 団体が減額改定を行っているという状況でございます。次に、これまでの本県における特別職の報酬等の改定のルールといたしまして、先ほども議論になりましたですけれども、一般職員の改定がマイナスの際はすべて減額改定を行ってきております。今回はその率が 0.1%とわずかではございますが、方向性としてはこれまでと同様に引き下げるべきではないかとの考え方からの案とさせていただいております。なお平成 21 年度でいえば、一般職員の給料改定率のマイナス幅は 0.16%となっておりますが、部長級の職員の給料の月額の幅はマイナス 0.3%という形になっておまして、平成 17 年度のマイナス幅、平成 17 年度は全職員の平均でございますが、マイナス幅とほぼ同じ率となっております。

すいません、飛びますが 2 ページをご覧ください。

3 つ目として、人口または財政力指数が類似している団体で、平成 18 年 4 月以降に改定を行っている 6 団体の知事の平均給料月額を上欄に資料として掲げておりますが、平均給料月額が 121 万 9,500 円となっております、本県よりも 2 万円程度高い金額となっております。すいませんが、また戻っていただいて 1 ページでございます。4 つ目といたしまして、一昨年後半からの景気の急激な悪化により、県内民間企業の状況及び県民生活も大変厳しい状況が続いているということの一つの理由として挙げさせていただいております。

こうした点を総合的に考慮いたしまして、引き下げを行うとしましたのが試案 1 でございます。減額幅につきましては、これまで議員、知事等の報酬につきましては 1 万円を単位としておりますので、最少の 1 万円の減額とし、知事につきましては他の職の減額率と

の均衡上 2 万円とさせていただいております。その結果、報酬額の表の 3 行目にござい
ますが、改定額として知事については 122 万円、副知事 94 万、議長 90 万、副議長 82 万、議
員 77 万円としております。その改定率は表の一番下にあるとおり、平均の改定率はマイナ
ス 1.27%となっております。なお、施行日は平成 22 年 4 月 1 日とさせていただいておりま
す。

次に、試案 2 についてでございます。現行額の据置きとしております。前回の委員の皆様
方からのご意見からの案でございますが、事務局といたしましては先ほどご説明した通り、
昨今の県内の厳しい経済状況等を考慮し、ただ今述べた理由をもとに減額案を試案の
1 としてお示しさせていただきました。

続きまして、2 ページ、3 ページに試案 1 の場合の全国順位が分かる表を付けさせてい
ただいております。全国順位は知事が 41 位、副知事が 43 位、議長は 45 位、副議長が 40
位、議員は 39 位となります。

次に 4 ページをご覧ください。(1) の表は今回の事務局試案の金額と最後に付け加えさ
せていただいております試案 1 の金額でございますが、特別職の報酬の改定の推移でござ
います。一般職の改定の推移につきましては、前回の審議会で(2)の一般職の改定率の
推移につきましては前回の審議会でお示ししたものと同じでございます。先ほどご説明
したように一般職員の改定率はこの 2 年間の累乗でマイナス 0.1%となっております。

次に退職手当でございますが、第 1 回目の審議会におきましても説明したとおり、全国
状況における順位に変動がないこと等から今回は改正の必要がないものと考えており、試
案としては出しておりません。私からの説明は以上でございます。

(藤戸会長)

ありがとうございました。退職手当に資料は出てないということですが、支給基準は 100
分の 60 と 100 分の 43 やったのですかね。

(元吉職員厚生課長)

はい、そうです。

(藤戸会長)

はい、分かりました。それでは、今事務局からご説明をいただきました件につきまして
ご審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(岡林委員)

口火をきらせていただいて構いませんか。

(藤戸会長)

どうぞ。

(岡林委員)

前回の資料の 6 ページを見ていただきたいですが、四国 4 県の各県で、昭和の 49 年から
ずっと知事の欄を見てもみますと、平成元年からの分はずっと別紙(前回資料 22 ページ)で
出ておりますから、減った時については、一定その整合性があるんですが、じゃ増えた時
はどうしていたかということちょっと気になって見てみました。そうすると、例えばち

ようど切れのいい 100 万、知事が 100 万は 60 年の 12 月 1 日に 100 万ですね。62 年度。それを 2 年後の 12 月に、62 年に 104 万に変えている。だから、これは人事院の勧告の資料を見て、61 年の勧告と 62 年の勧告で合計 3.78%アップになるんですよ。だから、100 万に 3.78 をかけると 3 万 7,800 円。3 万 8,000 円ですから、おそらくそれを切り上げて 4 万にしちゅうわけですよ。そして 62 年に 104 万にして、元年の 12 月に 111 万に上がってますね。これは、ほんで 63 と元年の経過を足すと 5.46%ということで 5 万 7,000 円。これを 6 万としたら 110 万になりますので、当時何かのそういった対応で 7 万上げて 111 万にします。ほんで平成 3 年の 12 月 1 日は 120 万。これ、だからいわゆる 2 年後に 9 万上げてますけれども、これは上げ幅が 7.38%の人勧ですから 8 万 2,000 円という数字が、110 万に対して 7.38 をかけると 8 万 2,000 円になります。だから、そういった意味では切り上げて 9 万として、120 万になっておるがですよ。平成 5 年の 12 月 1 日に 126 万に 6 万上げてますね。だから、これもその間の人勧を足すと、3、4 年を、4.79%になって、120 万に対して 4.79%は 5 万 8,000 円なわけです。だから 5 万 8,000 円だから切り上げて 6 万ということで、これ 126 万にしてるわけです。そういったような形でいくと、10 年の 4 月に 130 万というのは結局 4%相当で 5 万 1,000 円だけれども、1 万ぐらい何か調整して 130 万に上げてる。そして 128 万、15 年 4 月に 2 万減してるのは、これは後ろにありますようにマイナスの 1.55%の勧告ですから、ちょうど 130 万に対して 1.55%は 2 万円という数字があるから、ここ 2 万としてるわけです。ほんで、次の 16 年 4 月 1 日も 128 万に対して 1.07%等のマイナス勧告ですから 1 万 4,000 円ということで、数字が 2 万になっているわけです。

だからそんなことをずっと考えると、一定その人事院勧告等のいわゆる一般職員の改定動向を横にらみしながら増減をしておると、こういうことになればですね、やっぱり今回、前回出された資料も今回にも事務局試案で 1 が出ておるマイナス 0.10 という数字 700 数十円にしかならんわけですよ。そんながでつつく要素は、私はないだろうと思う。しかもその試案、今課長が説明をされたこの試案 1 の (2) の考え方の黒ポツの 4 番目ですね。「一昨年後半からの景気の急激な悪化により、県内民間企業の状況及び県民生活も大変厳しい状況が続いている。」、これは我々も十分分かっておるけれども、しかし数字的な一定の考え方で我々この審議会として、こういったなんぼ上げるか、なんぼ下げるかということ、一定の理屈だった形をやっておるとということからすれば、この黒ポツの問題ってまさに知事なり議会が独自に判断をして、この審議会の論議を経ることなく独自で何 10%、知事は以前 30%、今度 20%ですけど、あるいは議会も各議員、議会独自でカットをします。そういう姿勢を示しておりますから、この 4 つ目の黒ポツはそこでええんじゃないか。もしそういうことを県民に、こういう厳しい状況ですから、審議会の金額をさらに下回っておりますから、それは我々審議会のほんとはあずかり知らないことで、あんまりえいとは思わんですけれども、この (2) の考え方の黒ポツの 4 つ目はそっちの方で、知事三役や議会自らこういう考え方で審議会で決めた金額を下回って減額しておるということですので、私はそこの方でもう十分だという思いは持っています。何かこうやって、厳しいから三役なり知事が、議員の場合には議会の判断ですけども、言葉悪いですけども、こんな状況やから自分たちも減しましたということだけであって、そのことがあるべきこの水準云々とは全く関係ない話で、そういう考え方でマイナスにしなくても。これがだからマイナスの今回の 0.10 やなくて、また来年以降そういうマイナス 2、マイナス 3とかそんな数字が出てきたら、そこでこれはそしたら下げましょうかという理屈が成り立つんじゃないかという思いで、変にそういう何か県民に向けておもねるといふか、数字上 0.1%でこんな数字が出てこんのにやるということについてはいかがなものかという思いはあります。

(藤戸会長)
分かりました。

(岡内委員)
いいでしょうか。

(藤戸会長)
はい、どうぞ。

(岡内委員)
岡林委員さんのお話はよく分かります。理屈だった数字的な考え方という意味でのご説明はほんとによく分かりますが、一般私企業でもやっぱり従業員の給与を下げるというのは、これはもう大変なこととして、経営者やまた経営に準ずる人間の給与の上げ下げは、これは業績に応じてというのが普通の話ですね。ですから、この一般職の給料改定がマイナスというのはものすごく重い話だというふうに思うがです。そういうときにやっぱりトップが自ら下げるといふことは、これは非常に必然性が、一般私企業なんかにおいてはあろうと思うんですね。ですから、理屈だってないという意味ではその第1案が根拠レスだと言われるかも知れませんが、社員の給料を下げてトップがそのままというのは具合が悪いというのが、これは一般的な感じですね。

(藤戸会長)
ありがとうございます。どうぞ。

(筒井委員)
いいですか。先ほどの岡林委員のご意見なんですけれども、私もちょっと細かく計算をいろいろしてみました。確かに今回のマイナスの部分については、数字だけで見れば据置きでもいいのかなというのが初めはあったんですが、やっぱり全体の高知県の状況、そういったものにちょっと重きを置くとどうしても若干でも下げていただく。減額をしていただくのいいかなと。すごく今回、2回の開催でしたし、悩んだんです。ほんとに数字が出てこないもので、今まででしたら岡林委員が言われたように、確かに人勧とかマイナスの要素があるときにはちゃんとそれなりの数字が出てきましたので説得力もあったんですが、それが今回はちょっとという感じで、少し我慢していただくというふうな程度の、表現おかしいですけど。やっぱり全体を考えると試算1で引き下げというのが妥当ではないかというふうに思います。

(藤戸会長)
ありがとうございます。富澤委員。

(富澤委員)
岡林委員の非常にロジカルで、非常にクリアな説明だと思います。私はちょっとまたもう少し別の面から1回見てみたんですけど、実は日本のいろんな各県の状況、何と比較していかいいうのをいろいろ考えたんですけど、各県のGDPとそれから知事の給料の関係がどんな相関にあるかと思ひまして、ちょっと古いデータなんですけどプロットしてみた

んです。それがこんな形になって、こっからこういうようにずっと。そういう意味でいくと、実は高知県の状況いうたら今の、何と言うんですか、報酬である程度地域の格差というのはもう反映されているんじゃないか。そういう意味からいくと、ひょっとしたらこのまま据え置いてもいいんじゃないかというような気はします。

ただ先ほど岡内委員からもありましたように、県民の状況それからいろんな職員の方の給料を考えますと、真っ先に思い出すのは日本の経営と一昔前の米国の経営ですね。米国の場合は、いろんな膨大な赤字を出してても役員がバサッともものすごい報酬をもらいゆうケースがあって、そういうのは何か日本の国民感情からすると非常に合わない面があると。日本はやっぱりちょっとそうじゃないよというような気がしまして、まさに先ほどおっしゃった通り、このポツの3までというよりも私はポツの4つ目ですね。県内の事業の考え方のポツ4つ目いうものを配慮したら、その試案1。ほんとはその本来からいくと、もう既に反映されてて試案2でいくべきだと思うんだけど、いろいろ県民感情とか職員とかそういうものを考えたら試案1が妥当なんじゃないかなと。

そこであえて言うならば、ここは1万単位なんだけどこれは修正できないかどうかというところが、これは私は分かりません。先ほどの東京の例なんかはいろいろもう少しきめ細かくやってるわけなんですけど、だから試案1もしくは試案1ダッシュのようなものが妥当なんじゃないかなという気がします。以上です。

(藤戸会長)

ありがとうございました。一通りお伺いをしてから、少しまとめましょうか。古谷委員さん、いかがですか。

(古谷委員)

前は私は据置きということで述べさせていただいたんですけども、やはり1月から2月期に入って、どの事業所も非常に苦しい。今「龍馬伝」があるから非常にいい風が吹いてるんじゃないかと言うんですけども、自分の事業所なんかも一番観光に従事しているんですけど、まだその風が頬にも当たらない。いつになったらという思いもあります。そういう中で、昨年12月なんかもボーナスを支給する際でも、やはり自分たちの思いとは違うところの数字が出てきてしまって、もう少し企業として頑張っておけば、職員も活力が出て頑張れるんじゃないかと思ったところもありました。やはり知事さんとか特別職の方は非常に高額な報酬で、非常に頑張っておられると思うんですけども、やはり民間、一般の方の給料と比べますとはるかに格差がありまして、ここで少しでも下げた方がいいんじゃないかと。この1カ月を通してちょっと自分の考えも変わってまいりました。

(藤戸会長)

ありがとうございました。山下委員さん、いかがですか。

(山下委員)

私も前回言わせてもらった思いはそれほど変わることはないんですけど、毎日、私も高知新聞を見ます。「動静」という欄を見ていまして毎日忙しく仕事しているなと思ってはいるんですけど、私は農家です。農家も毎日仕事があります。農閑期はありますが、ほぼ毎日忙しく働いているんですけど、今いろんな野菜作っているんですけど、安く売られることがほとんどです。どんなに頑張っても努力した結果がなかなか思うようにいかない

というところもあります。それを考えると、たくさんもらっているなど思うのが正直な思いです。

(藤戸会長)

ありがとうございました。どうもご意見を伺っておると、確かに岡林委員さんの言っていることは論がたっておりますね。論がたっているけれども、民間が非常に今厳しい状況の中で、民間企業の場合はその経営者、会社員の方というのが泣くなら上からいくわと、こういうようなところもやっぱり率先垂範という形でやるというのが結果はそういうことになるのかなというふうにも思います。今、岡内委員さんも言われたように大変経営者の経営責任というものは大変なものですから、そういうことの動きも当然なされるということであろうかと思いますが、ただ1点、今、富澤委員さんから出された、いわゆる1万円単位ではなくて千円単位でというお話が出たんですが、高知県の場合はこれは今まで万単位で、いわゆる千円単位で刻んだことはないと思いますが、アップするときも下げるときも。

(門田行政管理課長)

そこはできれば1万円単位の方が分かりやすいし、そういうところもございますし、これまでない。もう始まって以来ないという形ですので、できれば1万円単位でお考えいただきたいというのが事務局としての希望というか、考えてございます。

(藤戸会長)

富澤委員さん、こういうことなのですが、どうですか。

(富澤委員)

何とか、よく分かりませんが、非常に素朴に思ったときに、例えばその半分ぐらいとかいうのがあってもいいかなと。何円まで言わないと思ったんですけど、それいろんな事情があると思いますので、それはもうちょっと私は意見を差し控えさせていただきます。

(藤戸会長)

大体6名の委員さんのご意見は出たというふうに思います。試案1という形の、知事2万円、知事以外も全部下げるところの案かなというふうに思いますが、なおご意見等ございましたらお出しいただいたらと。金額からいえば1万、2万というのは据置き相当ということも考えられなくはないということになるかなという思いはあります。大変今、民間が厳しい状況で企業ももちろんですが、県民生活の方もこういう状況でございますから、どう言いますか、県民感情というか、素朴なそういう国民感情というものがあるのかなと思います。

私も意見を言うあれではないと思いますが、大体6名の委員の方のお話聞けば、大体この場の空気というのは分かりますので、何か特に他にあるようでしたらお出しいただければと思いますが。

何か結論づけたみたいで恐縮ですけども、ようございますかね。今、岡林委員さんの言われたようなご意見も確かにあるわけですから、委員さんもみんなそうだと思います。知事、副知事が、今行政のお話もございましたけれど、これだけの責任とハードスケジュールでもってやってくださっているわけですから、そのことから見れば決して高いところ

におるわけではないと思っておる。率直なところ、思っておるというふうに思います。ただ民間がこういう状況にあるというところからのご判断だというふうに思います。また、この風というのが変わってくれば当然のことながら、また上がってくるかということになるわけですから、そういったところで今回は落ち着けていただければ、座長としてありがたいかなというふうに思っておるところでございます。よろしゅうございますか。

(異議なし)

それじゃあ、これは退職手当の支給基準については、先ほど事務局のお話があったが、これは岡林委員さん、よろしいですかね。他の方はよろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、試案1ということで答申をさせていただきたいと思いますが、実施の時期というのは例年どおり22年の4月1日ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、そういうことで、特別職報酬等審議会の意見をまとめたいと思います。

(答申書に)私がサインするということですが、よろしゅうございますか、委員さん。

(異議なし)

それではもう1回繰り返します。答申書ということでございます。宛先は、高知県知事尾崎正直様。高知県特別職報酬等審議会 会長 藤戸謙吾。これはこの審議会の委員の皆さんを受けての答申。平成22年1月8日付で当審議会に諮問のあった議会の議員の報酬の額、並びに知事及び副知事の給料の額については、下記のとおり改定し、知事及び副知事の退職手当の支給基準については現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。

「記」としまして、「1 報酬等の額」ということであります。議長 月額90万円、副議長 月額82万円、議員 月額77万円、知事 月額122万円、副知事 月額94万円。そして、適用日は平成22年4月1日という答申書でございます。今お聞きいただいたように、知事が2万円下げて、あとは1万円の下げということの数字でございます。この答申を出すことでよろしゅうございますね。

(異議なし)

どうもありがとうございます。

(十河副知事が入室)

(藤戸会長)

それでは、特別職報酬等審議会の答申書をお渡しさせていただきます。

○答申書内容

平成 22 年 2 月 5 日

高知県知事 尾崎正直 様

高知県特別職報酬等審議会
会長 藤戸謙吾

平成 22 年 1 月 8 日付で、当審議会に諮問のあった議会の議員の報酬の額、並びに知事及び副知事の給料の額については、下記のとおり改定し、知事及び副知事の退職手当の支給基準については現行で据え置くことが適当であるとの結論が出たので答申いたします。

記

1	報酬等の額		
	議長	月額	90 万円
	副議長	月額	82 万円
	議員	月額	77 万円
	知事	月額	122 万円
	副知事	月額	94 万円
2	適用日		平成 22 年 4 月 1 日

(藤戸会長)

1 月の 8 日とそれから本日と 2 回の特別職報酬等審議会の委員の皆様、大変お忙しい中を誠実にそして熱心なご審議をいただき、事務局案を含めてこういう答申になっております。現在動いております県内の景気、経済動向そして県の財政力指数の問題だとか、非常に交付税依存率が高いとか、そういう県の財政状況、並びに他県の動向等、そして今申し上げました民間との関係もあって、知事は 2 万円、その他の方は 1 万円ずつの引き下げという答申でございます。一致してこれですけれども、据置きでも不足はないだろうという意見を附しておきたいと思えます。

それではどうぞよろしく願いいたします。

(十河副知事)

ありがとうございました。

一言ご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。本日は知事が大阪へ出張いたしておりまして、副知事の私がこの答申をお受けをさせていただきました。先ほど会長さんのご挨拶にもありましたように、私どもの給料等について終始熱心なご審議をたまわりまして、本当にありがとうございました。私どもがいただきましたこの答申の内容を知事にお伝えしますとともに、次の 2 月県議会に関連条例の改正議案の提案をさせていただきたいというふうに思います。

今、藤戸会長からのお話にもありましたように県民生活や県民経済を取り巻く状況は非常に厳しいものがありますが、我々知事を先頭に一丸となって、県民生活の向上、県政浮揚に向けて取り組んでまいりますので、今後とものご支援、ご鞭撻をいただきますようによろしくお願いしたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

(藤戸会長)

それでは、副知事からのああいいうご挨拶もいただきました。「龍馬伝」で今年の高知県は少し違うぞということではございます。いろんな形でこの県政浮揚に私どもも努力をしていきたいというふうに思いながら、委員の皆様方の熱心なこのご検討に対し御礼を申し上げて、2回の会合を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。